

地球規模の環境問題の状況とその原因が広く認識されるようになり、その結果、未来世代への責任と共に自然の生存権の問題にも目が向けられ、さまざまな形で問題として取り上げられるようになった。環境問題だけでなく現在人類が直面しているさまざまな危機を乗り越える道を開く上で、これらの問題は、人類共通の課題として、今後、一層重要性を増し、より多くの人たちによって注目され、より深く認識・理解・自覚される方向へ進むことは確実である。

環境倫理の基本的課題

——自然の生存権の問題を中心に

松 浦 勝次郎

目 次

- 一 地球環境問題の出現
- 二 環境倫理学からの提言
- 三 自然の生存権の問題
- 四 義務先行の原理
- 五 権利・義務概念の拡張と進化
- 六 権利の尊重か義務の遂行か
- 七 義務先行論と自然の生存権論
- 八 自己保存と連帯
- 九 何ができるか
- 十 むすび

これらの課題は、人類に、より広い視野から、より広い範囲に配慮が及ぶ責任を自覚し遂行することを求める。本稿では、未来へ目を向けて、まず第一に、現在人類が直面している地球環境問題にかかわる基本的な課題を明らかにし、第二に、主に広池千九郎の義務先行論の視点から自然の生存権の問題を中心に環境倫理の基本的課題の内容や意味について検討し、第三に、新しい環境倫理の問題に照らして広池千九郎の義務先行論のねらい・内容・本質を検討し、第四に、課題解決に向けて新しい道を開く考え方・生き方についていくつかの提言をする。

一 地球環境問題の出現

二十世紀の百年間で、世界の人口は四倍に、エネルギー消費は二十五倍（日本では五十倍以上）にまで増加した。

それと同時に、地球規模の自然環境破壊が加速度的に進み、現在ではその危機的な状況が広く認識されるようになった。また、その原因は、環境開発のために人類が自然環境に過度に手を加えたことであることが、だれにも明らかとなってきた。その結果、人類社会だけでなく全自然にまでも配慮がおよぶ新しい倫理意識が芽生え広がりにつつある。

現在一般に環境問題として取り上げられる課題は、具体的には、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、森林の破壊、有害廃棄物、砂漠化、野生生物の減少、土壌・水質・海洋汚染、放射能汚染などの問題である。これらのどの問題についても、事態改善のためのさまざまな対策が進められ、国際協力の体制も整いつつある。しかし、どの問題についても現在の状況は想像以上に深刻である。

これらの問題は、どれもが、地球規模であり、原因も結果も時間的に長期にわたり、また、すべての問題が互

いに深くかかわり合っている。

我々が今認識しなければならない特に重要な事実は、ほとんどすべての問題が、気づかぬうちに起こったことではなく、具体的に問題として指摘されるようになってから、これまでの約三十年くらいの間に、状態が急激に悪化したということである。人類史上これまではなかった、また後世へも長くその影響を残すような、現在問題とされている地球規模の環境破壊を引き起こした直接の原因は、今現在この地球上で生きて生活している我々の考え方・生き方にある。

二 環境倫理学からの提言

地球環境問題の認識は、環境破壊に対する強い批判の声となり、多くの人々に重要な気づきと深い反省を促した。それらは、大きく分けて、次の三つにまとめることができる。

その第一は、行き過ぎた人間中心主義への気づきと反省である。科学技術の進歩により、また民主主義や人権思想が進歩・発展して、現在我々は便利で豊かな生活を享受している。しかし、これまでの科学技術の開発・利用や、民主主義、人権思想など、これまで人類が求めてきた理想は、人間だけの利益に目が向けられたもので、その根幹には、人間以外の自然は人間のために用意されたもので、われわれ人間が都合のよいように支配し制御できるものとする自然観がある。このような自然支配的な人間中心主義と、行き過ぎた科学技術の開発・利用が、環境破壊を加速した要因であることは、現在では多くの人たちが認めている。

その第二は、量的拡張・持続的経済成長の限界の認識である。これまでの自由主義に基づく経済活動の拡張・成長指向は、暗黙のうちに、無限の資源と無限の空間を前提としてきた。地球規模の環境問題の出現は、利用で

きる資源とエネルギーの総量には限りがあることを明らかにした。

一九九二年の「国連環境開発会議」で採択された宣言、声明、条約の基本理念は「持続可能な開発」であった。現在われわれ人類が進めている経済活動、環境開発は生態系の安定的循環から外れていて、際限のない無差別の成長を目指すもので、それは持続可能なものではない。一九九〇年から一九九七年までの七年間の世界の経済成長(五兆ドル)は、人類文明が始ってから一九五〇年までの間の成長に匹敵する。また、千円の月収を、年率三%で上昇させ続けると、千年後には六八七四兆円になる。以上の数字だけからでも、経済成長の標準についての現在の我々の常識が、いかに生態系の安定的循環から外れたものであるかが分かる。

気づきと反省の第三は、現在の民主主義制度に内在する欠陥の認識である。際限のない人間の欲望を肯定し、環境を破壊するところまで人間生活を拡張することができた大きな原因の一つは、近代民主主義の基本理念とその制度にある。近代民主主義は、「民」である個人の権利を尊重することをその基本理念とするが、それは、一面ではそれ以前の伝統の支配を打破することによって実現された。伝統の束縛から自由になることは、過去世代との精神的なきずなを失うことにつながり、その結果、未来世代への責任をも見失うこととなった。伝統の枠を失ったことが、行き過ぎた欲望の是認と無際限の人間生活の拡張を抑制する力を弱める結果を招いた。

人権思想は、民主主義により進歩してきたが、近代民主主義がその権利を尊重する「民」には、過去世代も未来世代も含まれていない。現在の状況のままでは、現代世代は、環境を破壊し資源を枯渇させることによって、未来の人類の多くの生存権を奪うことになる。現在の民主主義制度による意志決定は、過去の伝統に縛られることもないが、同時に、未来世代への犯罪を防ぐ仕組みも備えていない。

自然環境破壊に対する以上のような反省は、人間社会の範囲だけでなく、自然環境をも含む新しい倫理問題を提起する。現在の環境倫理学が提起している新しい倫理問題は、以上の三つの気づきに対応して、以下の三項目に要約できる。

(一) 生存権を人間以外の自然にまで拡張する。
自然破壊の正当化を防ぐために、人間優先主義を否定して、人間だけでなく、生物の種、生態系、景観なども生存の権利を認める必要がある。人間にとっての有用性とは関係なく、自然それ自体の価値を尊重し、実際に、法的にも自然の生存権を認め守り尊重する。

(二) 人間だけでなく地球全体を尊重する。
環境は有限であるから、環境を開発・利用する個人の権利を限りなく拡張することはできない。したがって、これまでの人間中心主義から生態系中心主義、あるいは新しい地球全体主義への転換が求められる。人類は、生活空間と活動領域を限度を超えて拡張することによって、環境の有限性をもっとも強い前提条件として意識しなければならぬ状況に身を置くことになった。利用可能な物質とエネルギーの総量は有限であるから、分配の問題があらためて正義にとって根本の問題となり、一層厳しい選択の問題が表面化してきて、新しい選択の標準が強く求められることになる。

(三) 未来世代の生存権を尊重する。
有限な資源の浪費、核廃棄物の蓄積、有毒化学物質の大量投棄、二酸化炭素など温室効果ガスの排出による地球温暖化、フロンガスなどによるオゾン層の破壊などは、すべて、われわれ現代世代が、自分たちの欲望を満たし便利で快適な生活を求め維持しようとしてきた結果である。それは、今生きて生活している自分たちだけを優

先して、自分たちの利益に伴う害を未来世代に残し、未来世代が一方的な被害者になることを意味する。現在生きている自分たちだけの利益を考えてよいのかという反省から、未来の世代にまで権利の主体を広げる、つまり、現代世代は未来世代の生存権を尊重する義務があるという考え方が生まれてくる。

三 自然の生存権の問題

右記の(一)は互いに深くかわり合っている。

本論では、特に(二)の「自然の生存権」の問題を中心に、未来へ目を向けて、環境倫理の基本的課題について考察する。

人類の手によるこれまでの環境開発の過程において、人間以外の自然に対する倫理的共感・配慮の不足という問題は古くから存在していた。しかし、特に「自然の生存権」という方向から、その問題が広く認識されるようになったのは、ごく最近のことで、広池千九郎が義務先行説を発表したとき(一九一三年、廣池千九郎『道德科学の論文』⑦一四九頁)には、一般には、まったく問題として認識されていなかった。

(一) 環境倫理的意識の芽生えと広がり

地球全体の自然環境が急激に悪化してきたことにより、また、環境開発のために人類が自然環境に過度に手を加えてきたことがその原因であることが誰の目にも明らかになってきて、人間社会だけでなく、全自然に配慮が及ぶ倫理意識が芽生え広がってきた。

① アルド・レオポルド(『野生のうたが聞こえる』森林書房一九八六)

一九三〇年代に、アルド・レオポルド(Aldo Leopold 一八八七—一九四八、自然主義者、作家、森林管理に取り組んだ)が、土地の倫理を提唱した。レオポルドが問題にした「土地」とは、人間の所有物としての領地のことではなく、多種多様な微生物、植物、動物が共同体を形成し生きている「土壌」を意味する。

人間が、「土地共同体」の統治者としてではなく、その一成員として、全自然に対する倫理的な責任を自覚し、自然界の他の成員との望ましいかわり方を自問し実践しようとするのが、レオポルドが提唱する「土地倫理」である。その根幹には、自然は経済的価値を超えた真の価値を持つという明確な自然観がある。

レオポルドは、半世紀以上も前に、「土地倫理」を通して、対個人、対社会を超えて、全自然におよぶ倫理的共感と倫理的責任の必要を明確に打ち出した。

② レイチェル・カーソン(『沈黙の春』新潮社一九八七)

レイチェル・カーソン(Rachel Carson 一九〇七—一九六四、海洋生物学者)は、一九六二年に、『沈黙の春』を著し、殺虫剤などの化学物質が、どれほど多くの生命に、どのように致命的な被害をもたらすかを調査し公表して、多くの人たちに強い影響を与え気づきを促した。

海洋学者として、長年、海の生物について研究してきたカーソンも、生態系全体の連鎖・循環の重要性を明らかにした。また、自然の自己回復力の限界を遙かに超えた人間本位の科学技術利用および経済の発展・成長について、今人類が、根本からの再考に迫られている事実を明確に指摘した。

③ リン・ホワイト・ジュニア(『生態学的危機の歴史的起原』『サイエンス』一九六七年三月号、『機械と神』みすず書房一九七二)

一九六六年に、リン・ホワイト・ジュニア(Lynn White Jr. 一九〇七—一九八七、歴史学者)は、米国内科

学振興協会 (AAAS) の年会における講演の中で、次のような指摘をして、多くの人々に強い衝撃を与えた。

近代科学と近代技術は西洋的なもので、その基盤にはユダヤ・キリスト教に根源をもつ自然観・人間観がある。その自然観・人間観が、人間以外の自然は人間のために用意されたもので、人間が都合のよいように支配し制御できるものとする自然観につながった。またそれが、自然科学の反擬人主義的傾向をも生みだした。それが、今日の環境破壊の危機的状況を作り出した根本にある要因である。自然破壊は、近代科学技術がもたらしたものであり、その根本にあるユダヤ・キリスト教にその大きな責任がある。

これは、ユダヤ・キリスト教を基盤とする文明の立場からの、自然観・人間観の根源的な不備についての反省である。

自然支配的な人間中心主義は、文明の基盤にかわりなく、経済発展を遂げたすべての国によって受け容れられた。その結果として、科学技術が急激に進歩し、経済活動が歯止めを失って拡大したことが、環境破壊を加速した要因である。

以上のような、これまでの生き方についての深い反省と、全地球におよぶ倫理意識がより広がり深まることは、人類の将来にとってきわめて重要である。また現に確実に人々の意識はその方向へ進み、人類は内から変わりつつある。

(二) 「自然の生存権」とは

長期にわたって、人類社会は、人類優先主義を、意識的に、あるいは暗黙のうちに当然のこととして広く共有してきた。科学技術文明だけでなく、現代の人権思想も、人間だけに優先的に生存権を認めることを前提として、急激に拡大・発展してきた。

人間だけに優先的に生存権を認め、人間以外の自然物に生存権を認めないとすると、つねに、人間の生存権を守るという理由によって、自然環境破壊が際限なく正当化される。したがって、まず、今地球上で生きて生活しているわれわれ人類が共有している自然観・人間観の根底に人間優先主義があることを明るみに出し、そのことを明確に自覚し、その欠陥を認め、権利の概念を人間以外の自然にまで拡大する、というのが「自然の生存権」の主張である。

クリストファー・D・ストーンは、樹木の生存権について議論を展開し(『樹木の当事者適格』『現代思想』Vol. 118, 一九九〇)、「自然の生存権」を尊重する新しい倫理を喚起する新しい法哲学の必要を説いている。特に、人間の道徳性の進歩とは人間が仲間として倫理的共感をもち権利を認める対象の範囲が広がることであること、またこれまでも、人間以外の対象にも法的な権利を拡張してきた事実を指摘して、森林、大洋、河川、その他の自然物、また全体としての自然環境にも法的権利を認めることを主張している。

(三) 自然の生存権にかかわる問題

自然の生存権の主張は、未来へ向けて求められる新しい倫理の方向を示すが、それは、基礎的観念のレベルから具体的な実際問題に至るまで、これから解決すべきさまざまな問題を孕んでいる。

① 権利主張の主体の問題

普通の意味での権利は、それを保持している人の主張によって成立するが、人間以外の自然は、みずから

権利を主張することはできない。みずから主張できない権利を代理人が守るという形で、自然を有効・適切に尊重し保護することができるか。また自然のものとして認められた権利が他の目的のために悪用されることはないか。

② 自然の生存権と人間の生存権

地球は有限であるので、生存権を人間以外の自然に拡大することは、人間の権利の領域を狭め人間の生活の質を低下させることにならないか。

③ 個体か種か

生物の生存権は、個体に認めるのか、種に認めるのか。

④ 生存権の数量的評価

実際に自然の生存権にかかわる国際的基準を設けるときには、数量的な生存権の評価が必要になる。国際的な合意が得られるような評価基準を設けることができるか。

⑤ 保全と保存

自然の生存権を守ることで一致していても、出発点で異なる二つの立場がある。

その第一は、人間が危機に陥らないために、つまり人間を守るために、自然を保護する必要があるから、そのために自然の生存権を尊重する環境「保全」の立場である。

第二の立場は、自然は、人間にとっての利益を超えて、それ自体が尊い存在であり、それ自体に高い価値があるから、人間にとっての価値とは切り離して、自然のために自然を保護する環境「保存」の立場である。これら二つの立場は、普通はわれわれの内面で共存していて、問題により、場合により、両方の立場が曖昧

に使分けられている。しかし、実際には、二つの立場からの発想・主張は、生物種の保護、干潟の保全、河口堰の建設などのさまざまな問題で見られるように、お互いにまったく対立するものとして現われる場合が多い。

しかし、これら二つの立場は、両方が根本で人間の本性に根差すものであるので、どちらかを完全に否定し、一方の立場だけに徹底することは、実際にはできないことである。自然の生存権論では、未だこの根本的な問題について十分な議論がなされていない。

広池千九郎の義務先行説は、これら二つの立場が矛盾なく両立・相補することが可能であることを実証しようとする学説であり、義務先行の原理は、二つの立場を両立・相補して、人間の本性を無理なく真に生かす方法の原理であるといえる。

〈注〉

(1) 「人間の本性は善悪いずれとも申されませぬ。しかしただ人間が自然の一部分であるから、本来これが自然の法則と一致し得べきものであるということだけは断言してよろしいかと思えます。(中略)人間が其の意味における進化を求め、かつその実現を図るかぎりにおいて、その性は善であるのです」(廣池千九郎、新版『道徳科学の論文』⑦、広池学園出版部、六七―六八頁)、「最高道徳においては、自己の保存及び発達のため、すなわち利己のための苦勞の必要を認むると同時に、

更にその上に神の心に一致する愛他的苦勞を要求するのであります。すなわち最高道徳における真の苦勞は、その動機・目的及び方法ともに人心の開発もしくは救済のために、自己の精神的及び物質的犠牲を払うことであるのです」(同⑧三二―三四頁)、「道徳は犠牲なり相互的にあらず」(同⑨三九五頁)、「他を救うにあらずして己れを助くるにあることを悟る」(同二九二頁)

(四) 基礎的觀念にかかわるもう一つの問題——平等主義

新しい環境思想は、人間中心主義を否定し、われわれ人間が、人間社会の一員としてだけでなく、全自然を含む共同体の一員として、人間以外の自然がもつ固有の価値も認めて、自然の生存権を尊重する考え方・生き方を提言する。また、これまで理想と考えられてきた人道主義、人権思想、民主主義なども、人間以外の自然の過大な犠牲の上に成り立っているもので、その根本は人間中心主義であることを指摘している。

しかし一方で、人間中心主義の否定が、人間非中心主義となり、さらに行き過ぎた平等主義になると、それが自然の生存権も人間の生存権をも尊重しない破壊的な「主義」につながる危険もある。

環境破壊の根本的原因が人間中心主義にあることについては、現在では多く語られているが、もう一つの原因として、行き過ぎた平等主義があることについては未だ余り多く議論されていない。

注目すべき重要な事実は、自然環境破壊が急激に進んだのは、人類が近代科学の成果と考え方を実生活に取り入れるようになってからのことであるが、その近代科学の本質は、厳しく人間中心主義を否定するものであるということである。つまり人間中心主義あるいは人間優先主義は、客観性を極度に重視する近代科学の精神が生み出したものではなく、それは人間の行き過ぎた欲望から発するもので、科学・技術の成果を利用して、近代科学と結びついたものである。

人類、特に経済先進国の人々は、科学・技術の成果から多大の便益を得ると共に、近代科学の根本に内在する徹底した平等主義からも強い影響を受けた。

近代科学は、宇宙を物質でできた機械と見なし、人間を他の自然物と同等の立場に置いて、人間自身を巨大な機械の一部に位置づけた。そのことは、人類以外の自然に対する、人類の責任感と誇りを弱めることにもつながった。

かつて人類は、自然に対して支配的であっただけでなく、自然に対して、人間だけに与えられた特別の使命をみずから担い責任を果たす存在でもあった。

自然の生存権論は、宇宙の階層構造を否定する非現実的な平等主義に陥る危険も孕んでいる。人間を単純にあらゆる自然物と同等の立場に置く行き過ぎた平等主義は、人間の本性に反して非現実的であり、人類にとって危険な思想である。

地球上のすべての生物種の中で、すでに他の生物に最も強く依存して生きている人類が、これから生きる道は、人間以外の生物と同じように生きることではない。他の生物にはない人間の特性を、他の生物を所有・支配・虐待することではなく、他の生物が認識できない全自然への配慮を基礎とする改善・建設・進化の創造に生かすことである。

四 義務先行の原理

(一) 義務先行説

義務先行説とは「権利は義務遂行の結果である」ことを実証した学説である。

〈注〉

(2) 「人間の一切の権利は義務遂行の精神作用及び義務的行動より生ずるものであって、権利は義務の結果である」(新版『道徳科学の論文』⑦(一三九頁)、「モラロジー」

は義務先行即ちデューティー・プレシデンツ (Duty Precedence) の原理を確定致しまして、人間の人格及び権利発生の原因を科学的に明に致し、一般人類をし

て道德の權威を認めしむる事を得るに至らしめまし
た」(廣池千九郎『新科学モラロジー及び最高道德の特

質』道德科学研究所一九九頁)

(二) 義務先行の観念——最高道德の基礎的観念の第二

最高道德の義務先行の観念は、報恩の観念であつて、それは正義と慈悲の観念を前提としている。つまり、最高道德では、権利も義務も共に、正義・慈悲を実現するためのものである。

〈注〉

(3)「最高道德の基礎的観念の第一は正義及び慈悲にある」
(新版『道德科学の論文』⑦五〇頁)、「最高道德における基礎的観念の第二は人間の人格及び権利発生の原因をもって義務の先行に帰するにあり」(同一三二頁)、「義務先行説の根本原理は、この人間の報恩的観

念に存する」(同一四二頁)、「世界の諸聖人は皆至誠、慈悲の心を以って人心の開發を爲したる結果、聖人と爲った」(『新科学モラロジー及び最高道德の特質』二〇二頁)

(三) 義務先行の原理

義務先行の原理における義務は、法的な義務も含むが、道德的義務、特に最高道德がその主眼である。また、権利は、法的な権利も含むが、主眼は品性に伴う「真の人格・権利」である。

義務先行の原理とは、義務先行説により人格・権利発生の原理をよく理解し、その法則に従い、義務先行(報恩)の観念をもって、人格・権利の中核となる品性を目的として最高道德的な義務を遂行することである。

〈注〉

(4)「およそ人間の生存・発達及び幸福の基礎はその人格及び権利の程度に応じて定まるものであるのです。故に人間の幸福上第一の要件はその人格及び権利の程度を高むるにあるのです。しこうしてこれを高むるにはその人格及び権利の発生の原理を知悉してこの原理に適應せねばならぬのであります」(新版『道德科学の論文』⑦一三二頁)、「義務は権利に先行すべきものであつて、権利を前提として義務を行わねばならぬというのではない」(同一四八頁)、「人間の権利はすべて義務遂行の結果であつて、これは与えらるべきもので

あつて、取るべきものではない」(同一五一頁)、「第三は、義務先行の原理にて、人間の権利発生の原因を科学的に説明せる法律学上の一大新説であります。神といい、仏といい、聖人といい、伝統といい、資本家といい、地主ということきものは、みな義務先行の結果から出来たものであるのです、すべての人間はいずれもこの義務先行者を尊ぶと同時に、自ら義務先行者にならんとするの心懸けがなければならぬのであります」(同①序文三二頁)

五 権利・義務概念の拡張と進化

チャールズ・ダーウインは、「人類の由来」において、人間の道德性の進歩の歴史は、人間の「社会的本能と共感」を受けとる対象の範囲が広がることであつたと述べている。その後の人権思想の進歩・発達の歴史は、まさ

に人間界における「社会的本能と共感」の対象の目覚ましい広がりであり、これまでその広がりには法的にも社会習慣としても実現されてきた。

自然の生存権論者は、そのような意味で、これからの課題として、人間以外の自然への生存権の拡張は、倫理的に必然であるとする。それに対して、人間の中で権利を拡張することと自然物にまで権利を拡張することは、全く異質のことで、同じように論ずることはできないという議論もある。ここでも、根本で保全と保存の対立がかかわっている。

自然の生存権論は、生存権を「すべての人」から「すべての自然」へ拡張することを主張する。

権利の概念が拡大・進歩するということは、他方でその権利を尊重し保護する義務の概念も拡大・進歩することになる。自然物がみずから権利を主張することはないから、自然の生存権論の目的は、自然の生存権を広く認めることによって、義務の観念を全自然に及ぶまでに拡張し、進化させることにある。

広池千九郎の義務先行説は、「あらゆる権利は義務遂行の結果である」ことを明らかにすると同時に、権利と義務の概念を、特に道徳的な側面を重視して拡張した。権利の中核は、品性であり、人が認める権利だけでなく、神が認める権利を含み、むしろ後者が主眼となっている。また、義務の観念は、最高の義務、つまり宇宙・自然(神)の働きを助ける最高道徳にまで拡張されている。

〈注〉

(5) 「道徳実行の諸法則を守ってこれを実現いたしまし
たならば、その第一報酬は神へ自然より降り、第一
報酬は人間より授けらるる」(新版「道徳科学の論文」

⑨九六頁)、「人間が天功を助くるところの宇宙観の系
列の一員としての義務を尽くさねばならぬという事
実を大悟し」(同⑦二七〇頁)

六 権利の尊重か義務の遂行か

権利が拡張される一方で、現在では、行き過ぎた権利の主張が社会の秩序を乱し人々の不幸の原因となる現象が多くみられる。したがって、権利の濫用が問題にされる。

権利の濫用は、権利の拡張と歩調を合わせて進んできたように見えるので、権利の拡張が、濫用の原因であるようにも思える。しかし、これまでの法律上の権利の拡張は、主に、その当時、不当に権利を抑圧されていた人々の権利を認め尊重するという方向で進んできているので、権利の拡張が、権利濫用の直接の原因ではない。

権利の拡張は、その権利を尊重する義務の拡張でもある。したがって、それはつねに一般多数の人々の道徳的進化によるものであり、また、その権利・義務拡張の結果として、さらに新たな道徳的進化をもたらすものである。

現代のさまざまな社会問題において倫理が問われるとき、問題を把握する上で、また解決の道を求める上で、視点としては、問題を主に権利の側面から見ると、あるいは義務の側面から見るとの二つの立場があつて(両面から見る場合もある)、そのどちらかによって、問いの立て方、結論、またその効果に違いを生む。

環境問題に実際に取り組む学者、活動家の多くは、次のような指摘をする。
義務の側面から取り組む場合には、立派な理念や理想が提示されるが、それが、実際には、なかなか社会を動かす事態を改善する力になりにくい。それに対して、権利の側面から取り組むと、具体的な対策が多く提起され、それらが法制化もされ、人々を動かし、実際に社会を動かす力となり易い。

現代社会の実際の動きから、この指摘は、まったくその通りであると思える。何故そのようになるのか。その理由は明らかである。

地域共同体、国、国際社会などである程度までの合意が形成されているのは、現在では、権利についてであって、義務についてはない。世界人権宣言は、一九四八年に国際的合意を得て成立したが、義務については、実際にその提案がなされても、未だ国際的合意を形成し世界義務宣言を成立させるには至っていない。多くの国々の法律は、現在では、基本的に、義務よりも権利についての合意に基づいている。

法は社会正義を実現するためのものであるから、本来、権利も義務も共に正義を実現するためのものである。正義を離れて権利が主張される場合に、濫用と呼ばれる。

これまで長期にわたって、社会正義の実現は、一般に、「義務の遂行」の面からよりも、主に「権利の尊重」、「権利の主張」という面から進められてきて、その面だけが拡大・進化してきた。権利論の拡大・進化の大きな流れが極度に進み、その最先端に出現したのが自然の生存権論である。

自然物が、現在の法律の範囲の意味で、みずから義務を遂行することも権利を主張することもできないから、自然の生存権という考え方には、それを行使する上で基本的に無理がある。

権利論がここまで進んできて、社会問題を捉える視点が権利の側面だけに偏り過ぎていく状況に、限界を強く感じている人も多い。

一方、広池千九郎の義務先行論では、正義と慈悲を実現する方法として、専ら義務の遂行が強調される。「主張する権利」や「奪う権利」は効力のないものであり、義務先行の結果として自然に現出し「与えられる権利」が真に有効な権利であるという考え方である。

義務先行論における権利と、自然の生存権論における権利には違いがあり、それらを比較すると、前者は主に、義務を遂行する当事者に「与えられる権利」であり、後者は、義務遂行の当事者以外の対象に「認め・尊重する権利」である。両者に共通するところは、どちらもが権利の主体である当事者が主張する権利ではないことである。

モラロジーの義務先行論においては、人間以外の自然の価値を認め尊重する精神は重視されているが、そのことを権利の側面から捉えるという発想はみられない。

七 義務先行論と自然の生存権論

さて、義務先行論の立場から、自然の生存権論について何が言えるだろうか。

義務先行説によれば「一切の権利は義務遂行の結果」であり、また人間以外の自然物が道徳的義務を遂行することはないから、義務先行説は自然の生存権を事実には合わないものとして否定することになるであろうか。

この問いから出発して、義務先行論および自然の生存権論、それぞれのねらいや内容を検討することによって、まず、広池千九郎の義務先行論で意図された権利の範囲が明確になる。

自然の生存権論では、人間にも他の自然にも共通する価値や生存権を問題にしている。それに対して、義務先行論では、「当初における人間は各人みな単純にして、権利もなく、義務もなく、斉しく平等であった」(新版『道徳科学の論文』⑦一四五頁)とあるように、自然の生存権論で問題にされるような自然の権利は、権利論以前の当然の前提とされていて、それは義務先行論でいう権利には含まれていない。

このように、権利論の最先端に出現した自然の生存権論に照らして、義務先行論を見直してみることで、

広池千九郎の義務先行説および義務先行の原理のねらいと本質がより明確に見えてくる。

義務先行論では、つねに人間自身が遂行する義務（道徳）が視点の中心にあり、特に、義務先行論の主眼は、最高の義務（最高道徳）の遂行と、その結果として求めずとも自然に当事者に現出する真の人格・権利である。したがって、権利と義務の主体は、終始人間であり、特に義務を遂行する当事者に主眼が置かれている。

最高道徳における人間と自然の関係は、「森羅万象一切を挙げてこれを神の肉体の一部分として尊敬する」（新版『道徳科学の論文』⑦二四八頁）のであるから、人間にとって自然は、所有・支配・操作・制御・虐待の対象ではなく、尊敬・尊重の精神をもって自然とかわることが基本である。しかし、それは、自然物に権利を認め、権利を守るという観念ではない。

義務先行論の究極の目的は、単に義務の遂行を奨励することにあるのではなく、義務先行によって正義と慈悲を実現することにある。また自然の生存権論の目的も、その根幹には「宇宙間の系列の一員としての義務」（新版『道徳科学の論文』⑦二七〇頁）の自覚につながるものがあり、究極は正義と慈悲の実現である。

したがって、人間以外の自然に対しても、真に尊敬・尊重の精神をもってかわり、自然の生存権論を否定することなく、むしろその趣旨を奨励し、義務先行論によってその欠点を補い、そのねらいと精神を真に生かそうとするのが最高道徳の立場である。

自然の生存権を尊重する観念を基礎として、自然の立場に立って自然を大切にし保護するという方法は、権利論を共有し重視する現在の人類一般の傾向・習慣とよく一致するものであるから、現代において、正義・慈悲を実現する上で、有効・適切な一つの方法であるといえる。

義務先行論を、形式的に捉え、義務のみを重視して権利論を軽視することは時代錯誤になる。義務先行説が発

表されて後、これまでに権利の概念も拡張され進化してきた。権利論だけでは不十分であり限界があるが、権利の面からも、道徳の権威を高め、最高道徳の精神を実現する新しい道が開けてきたといえる。

〈注〉

(6) 「いかなる最高道徳といえども、時代錯誤では真に人々を益することが出来ませぬ」（新版『道徳科学の論文』①九五頁）、「およそいかなる道徳行為もその四圍の境遇に適應せねばならぬ」（同⑦三〇七頁）「よく今

日における科学の原則に一致し、且その国の歴史習慣に一致し、その時代の要求に一致せざるべからず」（廣池千九郎『日本憲法淵源論』、『廣池博士全集』④広池学園出版部五〇五頁）

次に、権利の保持者（自然）自身が主張できない「自然の生存権」を、代理人による権利の主張と保護によって、有効・適切に尊重し保護することができるかという問題について、義務先行論の立場から何が言えるだろうか。

ある地域の自然環境が不当に傷つけられているのを見知った人たちが、ある団体の名目で訴訟を起こそうとした。しかし、その団体は権利を侵害された本人自身ではないので、「当事者適格」に該当しないという理由で、訴訟は簡単に却下された（C・D・ストーン「樹木の当事者適格」）。それでは、いかにして、自分で権利を主張できない自然を法によって守るかという問題が、自然の生存権論を大きく前進させる一つのきっかけであった。

自然の生存権は、権利保持者である自然自身でなく代理の個人または団体によって主張される。これまでの法律の世界でも、企業、自治体、国家、さらには船舶（同）などの無生物が権利の所有者となり、また、代表また

は代理によって訴訟が成立することは、それほど特別のことではなかった。問題は、まず第一に、自然の生存権が法的に認められ、代理の個人または団体によって主張されるという形で、自然が有効・適切に尊重され保護されるかどうかということ、第二には、自然に認められた権利が、他の目的のために悪用されることはないかという点である。

自然の生存権を法的に認めることによって、環境破壊を抑え自然を保護するという方法は、問題の緊急性を考えると、一つの方法として当面必要な措置であり、また現在の法秩序の中では、事態を改善する上でかなり有効に機能することが期待できる。しかし一方で、さまざまな不純な目的の口実に利用され、悪用される可能性も高い。

自然の生存権は、その保持者は自然であつても、その権利を行使するのは、結局は、人格・権利を備えた人間である。したがって、その権利が適切に、また有効に行使されるかどうかは、その個人の人格・権利(品性)、したがってその個人の義務先行の質・量によることになる。

みずから権利を主張できない自然に法的な権利を認めることによって自然を保護するという方法には、基本的に無理がある。しかし、その無理を承知の上でも、この方法を、採用し生かすことを考えなければならぬほどに、現在では、他に速効性が期待できる方法がなく、また事態は緊急である。自然の生存権論の主張は、あくまでも緊急時の措置であり、今、多くの人々を動かし社会の傾向を変えるために、時代が求める「方便」である。ここで、モラロジーの義務先行論の立場から、自然の生存権論を含むこれまでの環境問題にかかわるさまざまな議論や提言に欠けていると思われることについて一っだけ触れておきたい。それは、環境を保全あるいは保護する人間行為の影響・効果についての考え方の視点の問題である。

これまでの自然環境保全・保存にかかわるさまざまな議論では、人間活動の、自然、地球、社会、人類の将来などに対する影響だけが議論されていて、行為の当事者に現われる効果については殆ど議論されることがなかった。われわれが今、地球環境保全・保存のために自ら行う大小さまざまな行為は、すべて人類史上最高・最大ともいえる偉業に貢献することになる。モラロジーの義務先行論によれば、そのような心づかいと行為は、短期的にも長期的にも当事者に多大な善果をもたらすはずである。その事実にも目を向け、その事実を明らかにすることは、今後、環境保全・保護について、建設的な考え方・生き方を奨励し、広く合意を形成し、実際に建設的活動を進める上でも極めて重要なこととなる。

われわれが現在の浪費・自然破壊の生き方を、生態系全体の循環に順応・同化した持続可能な生き方に改めることは、決して生活の質を下げ、貧しく惨めで画一的な生活を指すものではない。それは、ほんとうは、われわれ自身が精神的に飛躍的な進化を遂げ、真に生活の質を高め、多くの人々がより精神的に豊かで幸せな生活を實現することになる。なによりもまず、そのことを多数の人々が理解し実感することが、今新しい建設的な方向を確立する上で重要なのである。

義務先行の原理は、人間自身を根本から変え、問題の根本的解決を図ろうとするものであり、自然の生存権論の本質を理解する上でも、その欠点を補いその趣旨を真に生かすためにも、欠くことができない原理である。

八、自己保存と連帯

自然の生存権論は、多くの問題も含むが、その根幹には全自然の一員としての義務の観念があり、それは人類全体の道徳の質の向上に大きく資するものである。その動機・目的は純粹で、時代の要求に応えるものでもあり、

緊急事態に対処するための一つの方便として効果も期待できる。

義務先行論と自然の生存権論とは、互いに対立するものではない。自然の生存権論は、権利概念を拡張することによって、正義・慈悲実現の新しい道を拓こうとするものである。したがって、義務先行論によって、自然の生存権論の欠点を補いその趣旨を生かすことができる。

義務先行論における権利は、人間が人間以外の自然と共有している自然権の上に、義務先行の結果として義務遂行者に「与えられる権利」である。そのような権利こそが、人間にとって真に有効な権利であり、それは人格と一体のものである。

それに対して、自然の生存権論が問題にする権利は、すべての自然が共有している権利であり、義務遂行者が「認め・尊重する権利」である。自然の生存権が尊重されて自然の生存権論の趣旨が生かされるかどうかの鍵は、結局は、その権利を認め、尊重する義務遂行者の人格・権利である。したがって、自然の生存権論の誤用・悪用を防ぎ、その趣旨を真に生かすためには、その基礎として義務先行論が不可欠である。

義務先行論によれば、自然の生存権論のもっとも重要な意義は、それが人間の道徳性を高め、義務の遂行を奨励し、真の人格・権利の原因につながることにあり、ということになる。

〈注〉

(7) 「社会問題及び社会事業の解決ならびに改善に関する根本原理は、人間の精神を善に導くことにあり」(新

版『道徳科学の論文』④一八二頁)

自然の生存権にかかわるすべての議論の根本に保全と保存の対立がつきまとっている。つまり、「人間のための自然の権利」か「自然のための自然の権利」かという問題である。その問いは人間に対しても同じことで、「自分のために他を利する」のか「他のために他を利する」のかということになる。これら二つの立場は、互いに対立するものとして意識され、対立する形で表現される場合が多いが、どちらも人間の本性に根差すものである。

われわれ二人ひとは、誕生から死までの限られた時間を生きる肉体をもつ。その時間的にも空間的にも有限な自己を他者や環境から区別して、われわれは、その自己の利益に最大の関心をもち、他の何ものにも優先してその自己を保存し発達させようとする。それが、人間存在の本質の一面である。

もう一つの面は、みずから他と区別している自己は、縦横に無限につながる生命の連鎖の網の目としての存在であること、そして自己を超えた無限のつながりの中で、それぞれが、他のだれも替ることのできない「かけがえない」存在であり、「かけがえない」役割を担っているという事実である。そのことにこそ、人間としての自己存在の拠り所と意味がある。それも、人間存在の本質のもう一つの側面であり、その本性の働きは、自己を犠牲にしても他を利する発想や行動につながる。

両者は共に、人間存在のありのままの事実から、人間の内面に発生し養われてきた本性である。両者は、対立・矛盾しているように見えるが、本来、一つの本性の二つの側面である。そのどちらをも否定することはできない。どちらか一方に偏り他方を否定する生き方には必ず無理があり、あるところまで進めると必ず破綻する。

しかし、今も、環境保護だけでなくあらゆる種類の社会事業を進める上で、また法律上の判断においても、これら二つの立場は、対立・矛盾するものとして現われる場合が多い。

広池千九郎の義務先行説は、これら二つの立場が対立・矛盾するものでなく、両立し相補う関係にあることを

実証した学説である。したがって、最高道德（最高の義務）は、「自己保存の本性」と「連帯の本性」を一つのものとして、人間の本性を無理なく真に生かす生き方であるといえる。

しかし、実際には、「自己保存」の方が「連帯」よりも強く意識され、過度に表に現われ易い。

〈注〉

(8) 「人間の自己保存の本能は、絶えずその境域を超えて

文一〇頁）「人心これ危うく、道心これ微かなり」（尚

利己的に進みおるもの」（新版『道德科学の論文』①序

書）大馬諤、新版『道德科学の論文』⑦二〇六頁）

新しい環境思想の出現と発展の状況は、生命の無限の連鎖の中での自己の位置と役割の自覚、またその自覚を基礎とする連帯の意識の深まりによる、人類の新しい道德的進化の可能性を示唆している。

自然の生存権論から学べることは多い。それは、われわれのこれまでの生き方に深い反省を促し、これから人類が共有できる生き方の方向・指針にかかわる深い示唆を含蓄している。

九 何ができるか——未来へ向けて

(一) 新しい倫理の確立へ

地球環境問題は、その解決へ向けて、新しいより広い意味での克己、節約、尊敬、感謝、贖罪などの観念を基礎とし、人間社会の範囲だけでなく人間以外の自然や未来世代への配慮をも含む方向へ、人間の生き方・考え方の大きな変革を求める。

現在の環境破壊の最も大きな直接の原因は、化石燃料（石炭、石油など）の過度の利用である。現在のままの利用を今後も続けると、石油は四十年以内、石炭は約百年で枯渇することが予測されている。われわれ人類は、地球が三億年余をかけて蓄積してきた化石燃料を、わずか二百年余りで使い尽くそうとしているのである。

環境倫理の出発点は、まずこうしたありのままの事実を知ることである。事実を知れば、いつでも、どこでも、だれもが、人類だけでなく地球上の全自然の将来のために、人類史上最高・最大の偉業に貢献するという心で、できることが限りなくある。

(二) 行動の標準を変革する——持続可能という標準

地球環境問題は、明確な形で、今後人類が共有すべき行動の標準を示唆している。こどもたちの未来に希望がなければ、われわれが生きる時代にも希望はない。希望がなければ、活力も生きる欲びをも失うことになるから、まさに「永続こそ最重要事」（国連「環境と開発に関する世界委員会」一九八七）なのである。

持続可能という概念は、今後人類が広く共有できる基本的な標準である。この標準に基づき、政治・経済・技術・仕事・生活など人類のあらゆる活動がどのようなものであるかは、すでによく分かっているから、持続可能という標準が、これからますます多くの人々によって共有され、力を発揮する方向へと世界が変わっていくことは確実である。

「森羅万象みな連絡」（新版『道德科学の論文』①一〇六頁）において、「一物といえども全勝を占むるものなく」（同一一四頁）、「万物相互に助け合う」（同序文三頁）ことが、宇宙・自然の組織の原理であり、また地球上の空間・資源は有限であるから、相互扶助、循環、多様性を尊重し、生態系全体の循環に順応・同化することが、あ

らゆる領域において、持続可能な人間活動の原理となる。

これまでのように、行き過ぎた欲望に基づく、無制限・持続不可能な量的拡大・成長を目指すことは止めるべきである。人類の無限の成長・進化の可能性は、活動の質にあるのであって、物質的・量的な拡大・成長はすでに必要の限度を大きく超えている。

(三) 政治・経済・技術・仕事・生活——明確な方針

現在の経済先進国における多くの人間活動は、持続不可能であり、欲望に任せて行き過ぎた資源の浪費を増大し続けてきて、すでに、開発途上の多くの国々の人々、これから生まれてくる未来世代の人々、また人間以外の生物にも、多大で不当な犠牲を強いてきた。まず第一に、その事実を自覚し、これまでの過ちを認めて改める心をもつことである。そして、有限な資源の分配の公平について、地球規模の視野で現状を一つひとつ具体的に直し、必要の限度を超えた無駄な浪費を順次に減らして、一刻も早く、あらゆる人間活動を生態系全体の安定的循環に順応・同化した形に近づけていくことである。

それは、人間活動の質を低下し、人間が他の生物と同じような生き方することを意味するのではなく、むしろ、人間生活の質的向上を目指すことであり、特に人類の精神的進化を目的の中心に置くことなしには実現できないことである。

生存可能な将来を造るために、取り組むべき地球規模の緊急の課題は、人口と気候の安定である。国際政治だけでなく、各国の政治・経済も、今後は、地球・人類という視野からこれらの課題を考慮することなしに何をしても、すべて中長期的には無意味なこととなる。また、

- ①化石燃料を主流とするエネルギーを持続可能な太陽・風力・水素などに転換すること、
- ②農業や食文化の在り方を見直し、人類全体の食糧の安全保障を図ること、
- ③リサイクルの技術・経済を創造すること、
- ④自動車文化を見直すことは、

政治・経済・技術・仕事・生活など、人間活動のあらゆるレベルに共通する課題である。

以上のような基本的な方向はすでに明確であって、国際社会でも合意が形成されつつあるといえる。問題は、どのようにに第一歩を踏み出し、行動に移すかということである。

国全体の方向を大きく変える鍵は、未来へ目を向けて、地球環境保全のために有害な活動を抑制し、建設的な活動を奨励する方向への税制の改革、その他の法律の制定である。そのような法律や制度の創造を支援し、あるいは支持することは、今だれもができることである。

人間活動を持続可能なものにするために、特に日本のような経済先進国では、すべての面で、資源・エネルギー消費量を大きく削減し環境負荷を低くすることが求められる。近年、人類が存続するために許容される資源・エネルギー消費の上限を「環境容量」と呼び実際に算出する試みがなされている。そのような計算の結果として、日本人の場合、二〇一〇年までに多くの資源・エネルギー消費を半分（三〇年前の消費量）以下にしなければならぬといっているものもある。

〈注〉

(9) 高月絃『自分の暮らしがわかるエコロジーテスト』

講談社一九九八、一三八頁

消費を削減し、持続可能な生き方をするとは、決して、生活の質の低下、画一的な生き方、経済の縮小、失業者の増加などにつながるものではない。全自然の循環に順応・同化した生き方を求めることは、人間生活の質を高めることであり、またその中でこそほんとうの意味での多様な生き方も実現できる。また、地球環境を尊重し、持続可能な人間活動の原理に合った企業・仕事は、時代が求めるものであり、そのようなビジネスには、未来へ向けて、新しい大きなチャンスが開かれている。

十 むすび

人類のこれからの生き方の方向として、自然の生存権論および義務先行論が明確に示唆する二つの指針をあげて、本小論の「むすび」とする。

われわれのこれまでの考え方・生き方は、明らかに、「宇宙間の系列の一員」としては、人間以外の自然に対する倫理的共感と配慮を余りにも欠くものであった。その結果として、われわれは、今も、必要の限度を超えて、自然に過度の犠牲を強い続け、無駄な浪費を続けている。

必要の限度を超えた無駄な浪費は、決して自然権でもなければ、義務先行説でいうみずからの義務遂行の結果として「与えられた権利」でもない。今人類に求められるのは、人間だけでなく全自然に及ぶ惻隱・尊敬・感謝の情である。

義務先行論と自然の生存権論が示唆する、人類がこれから広く共有できるの生き方の指針は、

- (1) これまでの浪費・自然破壊の生き方が他に不当な犠牲を強いてきた事実を自覚し、これまでの過ちを認め改める心をもつこと、

- (2) 全自然の一員としての立場から、あらためて、ありのままの自然の在り方から学び、生存のための必要の限度を弁え、無駄を無くして最少の資源を最大に生かし、生態系全体の自然の循環に順応・同化した生き方を目指すこと、である。

〈注〉

(10) 「過ちを改むるに吝かならず」(『尚書』、新版『道徳科学の論文』⑥二六頁)、「無用の力を省き需要に応ず」

(新版『道徳科学の論文』⑨三八五頁)

地球環境問題は、人類のこれまでの生き方を根本から見直すことを求め、進むべき方向をも示唆している。生物種も、民族・国家も、個人も、これまでに大きな困難に出遭ったときには、減じる方向へ進むか、大きく進化・向上するかのどちらかであったが、進化に成功できた時には、必ずみずから自己変革を遂げ、新しいつながりを求め、新しいいきずなを築いてきた。

危機は危険であると同時に機会でもある。現在われわれが直面している地球環境問題は、人類全体がみずからの存亡の危機を自覚し、人類全体が協力し合うことができる、人類史上初めての機会を提供している。危機の状況が深刻であるだけに、一方で、環境問題は、人類全体が考え方・生き方を根本から変えて、自己変革を遂げ、新しいいきずなを創造し、飛躍的に進化する新しい道とその可能性をも示唆している。

《参考文献》

- (1) 廣池千九郎、新版『道德科学の論文』広池学園出版部
(2) 廣池千九郎『新科学モラロジー及び最高道德の特質』、復刻版 廣池千九郎モラロジー選集①モラロジー研究所
(3) 廣池千九郎『日本憲法淵源論』、廣池博士全集④ 広池学園出版部
(4) モラロジー研究所編、改訂『モラロジー概説』 一九八二、広池学園出版部
(5) アルド・レオポルド、新島義昭訳『野生のうたが聞こえる』一九八六、森林書房
(6) レイチェル・カーソン、青樹築一訳『沈黙の春』一九八七、新潮社
(7) リン・ホワイトト・ジュニア『生態学的危機の歴史の起原』、『サイエンス』一九六七年三月号、『機械と神』一九七二、みすず書房
(8) クリストファー・D・ストーン『樹木の当事者資格』『現代思想』Vol.11-18-1990
(9) レスター・R・ブラウン、澤村宏訳『地球白書1995-96』一九九五、ダイヤモンド社
(10) 同、浜中裕徳訳『地球白書1997-98』一九九七、同
(11) 同『地球白書1999-2000』一九九九、同
(12) レスター・R・ブラウン『エコ経済革命』一九九八、ちばな出版
(13) 渡辺正編『地球環境を考える』一九九四、丸善
(14) A・S・ガン、P・A・ヴェジリンド、古谷圭一編訳『環境倫理』一九九三、内田老鶴園
(15) 小原秀雄監修『環境思想の出現』一九九五、東海大学出版会
(16) 日本経済新聞社編『地球環境問題入門』新版一九九七、日本経済新聞社
(17) 中村友太郎、関根靖光・小林紀由・瀬本正之編著『環境倫理』一九九六、北樹出版
(18) 西岡秀三・諸住哲編『地球環境破壊とは?』一九九二、東京教育情報センター
(19) フリッチョフ・カブラ、アーネスト・カレンバック『デイクロロジーク』一九九五、佼成出版社
(20) 石弘之『地球環境報告』岩波新書一九八八
(21) 同『地球破壊七つの現場から』一九九〇、朝日新聞社
(22) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』一九九一、丸善
(23) 米本昌平『地球環境問題とは何か』一九九四、岩波新書
(24) 北川浩一郎『地球環境を守るために』一九九五、丸善
(25) 見田宗介『現代社会の論理』一九九六、岩波新書